

## 滋賀県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年滋賀県条例第34号)の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 特定非営利活動促進法の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。(第4条関係)
- (2) この条例は、令和3年6月9日から施行することとします。

滋賀県特定非営利活動促進法施行条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第3条まで 省略</p> <p>第4条 法第10条第3項（法第25条第5項および第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の条例で定める軽微な不備は、誤記その他明白な誤りであって、内容の同一性を失わない範囲のものとする。</p> <p>2 法第10条第3項の規定による補正は、規則で定めるところにより、その旨を記載した書面を知事に提出することにより行うものとする。</p> <p>第5条以下 省略</p>	<p>第1条から第3条まで 省略</p> <p>第4条 法第10条第4項（法第25条第5項および第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の条例で定める軽微な不備は、誤記その他明白な誤りであって、内容の同一性を失わない範囲のものとする。</p> <p>2 法第10条第4項の規定による補正は、規則で定めるところにより、その旨を記載した書面を知事に提出することにより行うものとする。</p> <p>第5条以下 省略</p>